

## 使用済蛍光灯等の運搬・処理業務委託契約に係る仕様書

使用済蛍光灯等の運搬・処理業務に関する仕様は次のとおりとする。この業務を受注した者（以下「受注者」という。）は、この仕様に基づき、業務を履行するものとする。

### 1. 業務内容

- (1) 受注者は、発注者の指定する保管場所より搬出される使用済蛍光灯及び電球（以下「蛍光灯等」という。）を受注者の保有する処理施設まで、安全かつ確実に運搬するものとする。
- (2) 受注者は、処理施設において蛍光灯等に含まれる有害物質を無害化し、かつ、水銀、ガラスカレット及び金属等の資源化を図り、適正な中間処理を行うものとする。

### 2. 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

### 3. 引渡数量

- (1) 発注者から受注者への蛍光灯等の引渡数量は、発注者が定めるものとし、受注者はそれに異議を唱えることはできない。
- (2) 発注者から蛍光灯等の引渡し連絡があった場合は、受注者は、発注者が定めた蛍光灯等の全量を引き取るものとする。
- (3) 契約期間における蛍光灯等の引渡予定量は、37,369キログラムとする。ただし、増減することがある。

(過去の実績)

※12ヶ月分

年度	引 渡 量
令和5年度	38,940キログラム
令和4年度	46,010キログラム
令和3年度	55,204キログラム

### 4. 計量方法

- (1) 蛍光灯等の引渡数量は、発注者が指定する計量器により、発注者が指定する方法で計測しなければならない。
- (2) 前項の規定により計測された重量から蛍光灯等の詰込み容器の重量相当分を差し引いた重量を蛍光灯等の引渡重量とする。
- (3) 前項の場合において、詰込み容器の重量の相当分の算定方法については、別途協議するものとし、協議が整わない場合は、発注者の指定する方法によるものとする。

### 5. 運搬

- (1) 受注者は、蛍光灯等を保管場所から受注者の保有する処理施設まで運搬するものとする。  
(保管場所) 北部清掃工場 鹿児島市犬迫町11900番地

- (2) 運搬車両は、北部清掃工場の計量器によって計量が可能な車両を使用するものとする。  
(計量器積載面寸法 計量可能重量30トンまで、縦7.5メートル、横2.7メートル)
- (3) 蛍光灯等は、あらかじめ発注者の承認を受けた詰込み容器により、発注者が保管場所から搬出して受注者の運搬車両に積込むものとする。
- (4) 詰込み容器は、あらかじめ発注者の承認を受けたものを、受注者が用意するものとする。
- (5) 蛍光灯等の引渡しは、おおむね月に1回行うこととし、その日時は、発注者が別途指定する。なお、発注者が臨時に蛍光灯等の引渡しを要請したときは、受注者は速やかに当該蛍光灯等を引き取るものとする。
- (6) 保管場所から処理施設まで運搬を行う際には、蛍光灯等が飛散しないための措置をとること。

## 6. 処理・処分

受注者は、運搬・処理・処分を実施するにあたっては、法令等に基づき蛍光灯等から有用資源の再利用を図り、残渣は適正に最終処分すること。

## 7. 報告

受注者は、「使用済蛍光灯等の運搬・処理業務委託業務完了報告書」を作成して、業務完了後、速やかに本市に報告すること。

その際、処理施設で発行された計量伝票を添付すること。

## 8. その他

この仕様書に定めのない事項及び契約の履行に必要と認められている事項は、発注者の指示に基づき、適正に処理するものとする。